

会 務 月 報

第352号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第9回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成24年5月16日（水）14:00～15:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史

副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、高橋祥治、
小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事 務 局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、
前田、松谷、赤土

欠席者 委 員 曾田賢治

1. 議事

（1）第59回通常総会議案について

1）平成23年度事業報告案について

事務局より総会の第1号議案に該当する平成23年度事業報告案について、資料1及び資料2の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

①会員・構成員異動

②会員増強検討WGでは、平成22年度に作成した「会員増強への取組みについての中間報告」についての意見を単位会に求め、単位会からの意見等を参考に最終報告としてまとめた。

③新法人移行検討WGで一般社団法人としての新しい定款案の検討を行った。その後、公益目的支出計画等、申請に必要な書類を作成し、12月5日の臨時総会で定款変

更の議決を得、12月14日に内閣府公益認定等委員会へ一般社団法人への移行申請を行った。

④単位会の公益法人制度改革への対応状況についてアンケート調査を実施し、単位会へ情報提供した。

⑤指定事務所登録機関の指定状況

⑥年次功労者表彰

⑦日事連建築賞

⑧平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、登録制度の信頼性の確保、不適正業務の防止及び登録機関特別会計の財政安定化を行うことが極めて重要であることに鑑み、受講者向けアンケート（理解の確認チェック）の実施、講習時間の延長、業務調査の調査対象増及び受講費用の見直し等の事項を改善し、登録制度の充実を図ることとした。

⑨第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の中止

⑩表彰規程の改正

⑪平成24年度に日事連創立50周年を迎えるに当たり、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会（東京開催）は50周年記念事業と併せて平成24年10月に帝国ホテルで実施する。

⑫各種保険制度の運営

委員からは以下のような質問が出され、事務局から回答がなされた。

・大学院生のインターンシップの受入れのアンケートが以前なされたが、その後どうなっているのか。

→産学連携建築教育連絡会議が平成22年に大学及び企業に対しアンケート調査を実施したが、大学・学生側の要望と受け入れ側の考え方の違い、また、スタートからエンドまでの各段階での統一書式もない等の状況が分かった。現在、同連絡会議で情報交換等は行っているが、この連絡会議でまた統一的な事項が決まっていないため、日事連で単位会に示せる状況ではない。

・会員増強に関し、岐阜県建築士事務所協会の入会促進は事業計画に盛り込まれているか。

→事業計画には盛り込んでいない。当時の理事会で、
当面は様子を見ることとした。

- ・建築士事務所賠償責任保険の内容について、保険会社との交渉はどうなっているか。

→建賠保険等調査専門委員会で地盤起因損害に対する補償の拡充等会員特典としての補償内容の検討を行い、平成24年4月から実施された。

2) 平成23年度収支決算案について

事務局より総会の第2号議案に該当する平成23年度一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の収支決算案について、資料1及び資料2により説明がなされた。

3) 任期満了に伴う役員改選について

事務局より総会の第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選の件について、資料1により説明がなされた。

この中で、現常務理事については退任の意向があるが、後任については候補者と想定される者が辞退の意向が強いため、当面、欠員とすること及び現常務理事は退任後2年間非常勤職員として週3日程度勤務することとし、その具体的条件は過去の例を踏まえて対応したい旨の説明がなされた。

協議の結果、3つの議案とも原案を了承し常任理事会に提案することとした。

(2) 日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施要項案について

大内委員長及び事務局より、資料3によって次の趣旨の概要説明がなされた。

日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実実施計画等の内容については、前回の委員会で協議し3月の理事会で承認済みである。その時点では大会宣言が決定していなかったため、特別委員会で検討した内容を追加して記載し、資料3のとおり実施要項としてまとめた。大会宣言案は「私たち建築士事務所は日事連創立50周年を機に、持続可能なライフスタイルを目指す新たな価値観を国民と共

有し、国民が真の豊かさを享受できる社会の実現のために、建築とまちづくりを通して貢献することをここに宣言します。」とした。

なお、大会当日の記念パーティで、東京への2020年オリンピック誘致PRを東京都スポーツ局関係者等が行う予定である。

委員からは以下のような質問が出され、事務局から回答がなされた。

- ・単位会等で広報用のロゴはいつまで使って良いか。

→来年の今頃までは問題ないと思うが、特に期限は設けない。

- ・大会宣言案は国民に向けた論調なのに、広報は業界紙や業界雑誌だけなのはいいか。

→事業企画運営WGや特別委員会で一般紙への広告等も検討したが、費用対効果を勘案し、資料3のような案になった。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料4によって説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 第59回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、6月20日にホテルオークラ東京で行われる第59回通常総会及び第116回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営について資料5によって説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(配付資料)

資料1：第59回通常総会議案書

資料２：第５９回通常総会議案説明書

資料３：日事連創立５０周年記念・第３６回建築士事務所全国大会実施要項（案）他

資料４：平成２４年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料５：第５９回通常総会及び第１１６回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

■第２回財政検討特別委員会議事概要

日 時 平成２４年５月２１日（月）１６：００～１９：１０

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委 員 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利明、前田敏明、
赤土 崇

欠席者 委 員 大内達史

１．議事

日事連の財政安定化について

（１）八島委員による資料についての説明

事務局に指示し、資料１を用意した。資料１の趣旨は、決算書では会計別に管理費、人件費等が分散されているため、これらをまとめて見られる資料とした。これにより全体のキャッシュフローが把握できる。数字の実態を把握し、今後できること、できないことを導きたい。

（２）収支の分析について

①個々の事業、講習会及び図書の収益率を把握する必要がある。それぞれの収入に対する直接的な支出と委員会がかかった支出を一まとめにし、個別の収支を精査する必要がある。

例えば会誌については会費収入のうちの５００円分を会誌収入とし、印刷経費や送料、編集委員会経費等を含めた形で収支を見るべき。

また、全国大会については全国大会関連支出である運営委

員会や実行特別委員会の経費が委員会費の中に含まれているので、これらも合わせて全国大会の収支を把握する必要がある。資料１では２４年度の全国大会経費４千万円に対し、積立預金の取崩収入３千万円が計上されていないため赤字が大きくなっている。この取崩収入３千万円も計上すべきではないかとの意見が出たが、キャッシュフローベースで考えるためにあえて計上しないこととした。

②収支を把握したうえで、削減できる支出を精査する。収入に結びつかない委員会等は経費節減すべきなので、収入に結びつく委員会と結びつかない委員会を分けて考える必要がある。

③個々の事業や講習会、図書の収益性を把握した次の段階としては、２５年度以降の見通し予測を立てる必要がある。

④会議の際の旅費、キャンペーン等の支出の節減案と新規事業のメニューも考えていきたい。

⑤民間企業では、人件費の３倍の収入があれば余裕のある経営ができる。日事連の場合は、人件費以外の支出が非常に多い。当面は支出について考え、次に収入について考えていくという順で検討したい。

⑥事務局の状況についての資料も必要ではないか。人数が増えているので、職員構成や役割分担の資料を作り、必要な人員を把握する。事務局の今後の運営規模を決める上で調査研究費に含まれている人件費もまとめた形での資料が必要。

（３）２５年度シミュレーションについて

①大きく考えて、３年で収支のバランスを±０にする方向でシミュレーションしたい。２５年度のシミュレーションをするにあたり、八島委員と山下委員でシミュレーションの前提条件のたたき台を用意する。シミュレーションは大雑把なもので構わない。

②シミュレーションにあたり、収益をもたらすメニューとして、新規事業を考えていく必要がある。収入とセットで支出削減も考えていくために、事業ごとの収支を把握できる

資料が必要。

2. 次回までに作成する資料

- (1) 各事業（主な講習会、図書及び適合証明会計）の間接費（人件費、事務所費）を除き、委員会費の中に含まれている各事業に関わる委員会経費を含めた形での、個別の収支をまとめた分析資料
- (2) 委員会、会議等の旅費の資料（第2回の財政検討委員会資料再提出）
- (3) 事務局のスタッフ構成、役割分担資料
- (4) 大雑把な形の25年度シミュレーション

3. 次回検討項目

- (1) 各事業の収支を把握したうえでの、支出の削減策について
- (2) 収入源となる新規事業について
- (3) 事業と関わらない委員会の経費（旅費等）節減策について
- (4) 収入に結びつかない事業（キャンペーン、全国大会等）経費の削減策について
- (5) 事務局スタッフの役割分担等を把握したうえでの、人員構成について

4. 次回委員会開催予定

日 時：平成24年7月10日（火）14：00～

委員構成：新正副会長

<配布資料>

①資料1 平成19～23年度 日事連収支計算書

過去5年間の決算書の収支計算書をベースとし、特定資産の繰入・取崩、予備費支出を除き、実際のキャッシュの収支で作成

※講演講習会費については、網掛け部分に計上の誤りがあり修正が必要との説明があった。

②別紙1 資料1に※を付した収支項目の明細

③別紙2 平成19～23年度 日事連収支分析表

資料1の収入の部の大科目（1.会費収入、2.事業収入、3.雑収入）、支出の部の大科目（1.事業費、2.管理費、3.事務局人件費）及び事業活動収支差額をまとめたグラフ

■平成24年5月通常理事会議事概要

1. 日時 平成24年5月31日（木）13：30～16：25

2. 会場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 30名

（内、表決委任状提出者4名含む）

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副会長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、中野 満、
西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、佐野吉彦、
鈴木眞生、富田 裕、野呂幸一、水谷達郎、
宮原克平、村山高文、吉田 敏、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者（表決委任者）富岡 学常任理事、

理事：荻原幸雄、河野 久、水庭武宣

欠席者 理事：浅野善治、岡部明子、馬場錬成、森野美德

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、

吉田 茂調査役

5. 議事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐野吉彦理事

(3) 議決事項

1) 平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

野呂広報・渉外担当副会長より、広報・渉外委員会及び常任理事会で検討した平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項案について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度で14回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、今年度は会員増強に向けた事業もキャンペーンの一環として加え、実施対象を広げた。本年10月、11月の開催を中心に。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ60万円を上限として助成する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施要項の承認の件

三栖会長より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の実施計画等の内容については、大会宣言案を除き3月通常理事会で承認された。資料2は既に承認された内容に特別委員会でも検討した大会宣言案を加え実施要項としてまとめたものである。大会宣言案は「私たち建築士事務所は日事連創立50周年を機に、持続可能なライフスタイルを目指す新たな価値観を国民と共有し、国民が真の豊かさを享受できる社会の実現のために、建築とまちづくりを通して貢献することをここに宣言します。」とした。なお、当日の記念パーティではオリンピック誘致PRを東京都スポーツ局関係者等から行うことを予定している。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3) (仮称) 建築士事務所法に関する検討結果のとりまとめの承認の件

三栖会長及び専務理事より、資料3-1及び3-2によって次の趣旨の説明がなされた。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、関係団体との意見交換等を行いながら検討を進めてきた。今回、同ワーキンググループでの検討結果をとりまとめた報告書が作成された。

①提案する(仮称)建築士事務所法の枠組みは次のとおりである。

- i) 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。
- ii) 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、契約、業の適正化等を規律するためには、資格者法である建築士法では法の目的に照らし限界があるため、建築士法から第6章(建築士事務所)を独立させ、新たに業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。
- iii) 新たに提案する建築士事務所法では、ベースとする現行建築士法第6章の条項の他、i. 無登録業務の禁止の拡充及び建築士事務所の名称等の制限、ii. 開設者の責務と管理建築士の権限及び責任の充実、iii. 設計又は工事監理の契約の締結、iv. 書面による契約の義務づけ、v. 一括再委託(丸投げ)の禁止の拡充、vi. 不当な要求の禁止、vii. 不当に低い報酬額による契約の禁止、viii. 賠償保険加入等の努力義務、ix. 建築士事務所協会への入会等、x. 建築士事務所の業務に関する紛争審査会の設置の項目を新たに規定すべき事項として取り上げ、現状の問題点、規定の必要性及び期待される効果等について検討を行った。

②本報告書の提案の具体化を進め、実現を図っていくため、

i) 提案内容に関する追加的な調査研究(トラブル事例等の収集分析等)、ii) 提案内容に対する建築士事務所関係者の理解と認識づくり、iii) 建築界のコンセンサスづくり、iv) 国民の理解と消費者団体との連携、v) 行政や関係議員への働きかけ、vi) 日常業務における理念の実践の課題を掲げている。

③今後は、本報告書をベースにして、第一に日事連会員の全てが議論の機会を得て認識を深めること、第二に建築関連団体との更なる意見交換を経て、できれば共通認識に至ること、第三に行政、議員等へのアピールを積極的に行っていくことが必要である。いずれにせよ日事連の活動のベースとして息の永い地道な運動を続けていく必要がある。

- ・これに関連して、次の意見及び質疑があった。
- ・佐野理事から、「建築士事務所協会への入会等」については、加入率向上に伴う「団体による自律的監督体制」の強化となっているが目標としては、強制加入と考えていたのでその辺のいきさつを教えてください。

一建築士事務所協会への強制加入は団体として要望してきたところであるが、耐震偽装事件後の社会資本整備審議会の答申では、「団体による自律的監督体制の確立」が講ずべき施策として取り上げられ、その後の法改正で関連する事項が法制化されたが、現状の加入率の低さや資格者団体でない団体への強制加入の難しさ等によって強制加入については将来の課題となった。このような状況を踏まえ今回の提案では、特段の意思表示があれば入会の強制ができないという現実的な案としている。

- ・上原理事から、「・・・別段の意思を表示しない場合においては、その建築士事務所の所在地を含む区域に設立されている建築士事務所協会の会員となるものとする。」の表現だと、例えば神奈川県横浜市では「神奈川県建築士事務所協会」と「横浜市建築士事務所協会」の両方をさすことになる不都合に対してどう考えているか。

一建築士事務所協会という法定団体が複数設立できご指

摘については、現時点での(仮称)建築士事務所法の提案内容とは切り離して考えているところである。

- ・吉田理事から、「不当に低い報酬額による契約の禁止についての「不当に低い報酬額」の考え方を教えてほしい。

一設計・工事監理業務において、同種又は類似の内容の業務に通常支払われている対価に比し著しく低い報酬額と位置づけている。牽制効果を期待し、これに対する罰則規定は考えていない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3-1及び3-2のとおりこれを承認し、6月20日に開催する全国会長会議で報告することとした。

4) 一般社団法人木を活かす建築推進協議会の「地域木造住宅生産体制強化部会」への参加の承認の件

専務理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人木を活かす建築推進協議会では「地域木造住宅生産体制強化部会」を設置し、同部会の活動を通じて地域の木造住宅関係団体や民間法人等との総合連携体制を構築して、全国及び地域の関連業界が地域の木造住宅生産体制の強化を図り、地域木造住宅関連市場の健全な発展に寄与することを目的とする。同部会の当面の取組は、省エネ基準適合率を平成32年度までに新築住宅の100%とすることを目指し、地域の中小工務店の技術向上の支援、地域型住宅ブランド化に取り組むグループの支援を行う団体等に対する各種情報提供、助言を行う。同推進協議会及び同部会の参加要請が本連合会になされた。年会費は5万円である。これについて、業務・技術委員会及び常任理事会で検討したところ参加することに賛同が得られた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、一般社団法人木を活かす建築推進協議会の「地域木造住宅生産体制強化部会」への参加を承認した。

5) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会の設置の承認の件

専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款は、平成1

1年10月に、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築士事務所協会連合会、(社)日本建築家協会及び(社)建築業協会(当時、現在・(社)日本建設業連合会)の建築関係四団体により制定され、平成19年6月の改定を経て、直近では平成20年11月の改正建築士法の施行及び平成21年1月の業務報酬基準に関する告示15号の施行に伴い、平成21年8月に改正を行い現在に至っている。同契約約款の制定、改正の方法は、四団体からの委員で構成する検討委員会(四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会)を設けて、その制定、改正を行い、成果物の完成をもって解散し、改正の必要性に応じて再発足し実施してきた。事務局は、その都度日事連があたってきたが、建築設計・監理業務等委託契約に係る同契約約款は、常時調査研究、検討する体制にはなっていない。近年、最高裁建築関係訴訟委員会において、建築設計・監理等業務に係る紛争について多くは業務委託契約書が存在しない旨が示されていることから、四団体としては、引き続き書面による契約とそれに伴う同契約約款の社会への周知と普及を図る必要がある。同契約約款は、建築関係四団体として、今後、益々高度化、複雑化していく社会への対応として、時局に適合した同契約約款への改善及び社会への周知と普及活動について、常時、検討出来る組織として「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」を発足させ、公正な建築設計・監理等業務委託契約の履行に寄与したい。

また、同研究会の規約案等について説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会の設置を承認した。

6) 平成24年度の要望項目の承認の件

野呂広報・渉外担当副会長より、広報・渉外委員会及び常任理事会で検討した平成24年度の要望項目について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。

なお、要望書は印刷して6月下旬頃に単位会に送付すると

ともにPDFデータも送付予定である。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。

②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。

③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。

④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局：(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、平成24年度の要望項目を承認した。

7) 平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

大内総務・財務委員長より、平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料7によって説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7の平成24年度の理事会より常任理事会に委任する事項を承認した。

8) 第59回通常総会議案の承認の件

①平成23年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会担当副会長及び委員長並びに専務理事より、資料8-1(議案書)、資料8-2(説明書)のうち第1号議案に該当する平成23年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築

設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容説明がなされた。なお、この事業報告は5月11日の監事3名による監査を経たものである。

- ・これに関連して上原理事から、開設者及び所属建築士に対する研修は「建築CPD情報提供制度」の活用を行おうとしているのか教えてほしい旨の意見があった。

一日事連では、「建築CPD情報提供制度」の理解の促進を図るため、23年度に本制度の活用の手引きを作成し単位会に提供した。単位会で実施している講習、研修等に本制度を活用している単位会も多い。日事連でも全国的に行う講習、研修等に本制度を活用している。今後も開設者及び所属建築士に対する研修として行う「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」にも本制度を活用していく。

議長より、平成23年度事業報告について諮ったところ、異議なく、資料8-1（議案書）のとおりこれを承認し、第59回通常総会で第1号議案として提案することを承認した。

②平成23年度収支決算承認の件（第2号議案）

常務理事より資料8-1（議案書）、資料8-2（説明書）のうち第2号議案に該当する平成23年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月10日の公認会計士による監査及び5月11日の監事3名による監査を経たものである。

- i) 平成23年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約1,880万円の減収となり、約3億5,707万円となった。事業活動支出は予算額より約1,848万円の支出減となり、約3億6,393万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として168万円支出し、当期収支差額は約853万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,694万円となった。
- ii) 福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約42

万円の増収となり、約1,224万円となった。事業活動支出は予算額より約66万円の支出減となり、約1,232万円となった。当期収支差額は約7万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約194万円となった。

- iii) 適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約123万円の減収となり、約16万円となった。事業活動支出は予算額より約474万円の支出減となり、約2,785万円となった。当期収支差額は約2,766万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約1,358万円となった。

③監査報告

岡田監事より、i) 会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii) 事業報告書の内容は、真実であると認める、iii) 理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

- ・これに関連して上原理事から、23年度の収支状況は支出が多く厳しい結果となっている。これらの結果が会費の値上げにつながらないように、従来の収支予算計画ではなく支出項目のより厳しい検討をした収支予算計画を新たに作成する必要がある旨の意見があった。

一現在、財政検討特別委員会で検討しているが、ご意見も含めた検討を引き続き行っていく。

議長より、平成23年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料8-1（議案書）のとおりこれを承認し、第59回通常総会で第2号議案として提案することを承認した。

④任期満了に伴う役員改選の件（第3号議案）

専務理事より資料8-1のうち第3号議案に該当する任期満了に伴う役員改選については、平成24・25年度の役員については、理事33名（同一業界内17名、同一業界外16名）、監事3名（同一業界内3名）という案である旨の説明がなされた。

議長より、任期満了に伴う役員改選について諮ったところ、異議なく、資料８－１（議案書）のとおりこれを承認し、第５９回通常総会で第３号議案として提案することを承認した。

９）第５９回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第５９回通常総会等の日程及び運営について資料９によって次の説明がなされた。

平成２４年６月２０日（水） 会場：ホテルオークラ東京
１１：００～１２：３０ ６月常任理事会
１３：３０～１５：３０ 第１１６回建築士事務所協会
全国会長会議
１５：３５～１６：３５ 第５９回通常総会（平成２３
年度決算総会）
１６：４０～１７：１０ 第４０回日事政研臨時総会
１７：３０～１９：００ 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料９のとおりこれを承認した。

（４）報告事項

１）開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の運営について

上野教育・情報委員長より、資料１０によって次の趣旨の概要報告がなされた。

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会は、建築士法第２７条の２第７項に基づく研修として実施していくものである。本研修の概要及び運営等については、３月の通常理事会、全国会長会議で説明してきたが、今回、受講料及びテキスト卸価格を記載してまとめたものが資料１１である。受講料の目安となる標準的価格は税込で、会員価格１３，０００円、会員外価格１６，０００円とし、地域の実状等を踏まえ各単位会で適切な価格を設定する。テキストの卸価格は、税込で４，２００円とした。講師用教材は、パワーポイント（２５０スライド程度を予定）を作成中であり、６月中旬頃に単位会に提供予定である。この研修は知事指定が条件として実施する研修ではないとともに財政面に於いて

も重要な事業となるため各単位会で実施について積極的に取り組む必要がある。

・これに関連して佐野理事から、この研修は建築界全体の専門家の育成のために行うものである。建築士事務所協会らしい研修に特化して行い、建築士事務所協会が実施しなくてもよい事業は行わずに各建築関係団体が役割分担して行っていく必要があるのではないかと。また、この１年間教育技術普及センターと受講料等の検討結果について、この理事会で議決する場合に鈴木理事（教育技術教育普及センター専務理事）が退席されるのが気になっていた旨の意見があった。

－これに対し、建築技術教育普及センターと事務所協会は、法定講習の実施については委託者側と受託者側の立場であり、受講料や委託費等について利害関係があるので、利益相反事項の議決については鈴木理事（教育技術教育普及センター専務理事）が退席することになっている。鈴木理事もこの件については了解しているとの説明があった。

２）岐阜県での平成２４年度以降の管理建築士講習業務等の受託意向の回答について

事務局より、資料１１によって次の趣旨の概要報告がなされた。

岐阜県での管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務は、会員団体でない（社）岐阜県建築士事務所協会に平成２０年から委託している。その業務委託費については、通常理事会での決定に基づき、会費負担をしている会員団体とのバランスを考慮し、実施調整負担金として一定額を委託費から差し引く形を採ることとしている。今回の経費配分の見直しにおいても、３月の通常理事会でこれまでと同様の考え方で平成２４年度以降の管理建築士講習事務及び適合証明技術者登録事務の業務委託に係る委託費について、変更を行うこととした。変更に伴い（社）岐阜県建築士事務所協会に平成２４年度以降の業務受託の意向確認を行ったところ４月１２日付で「管理建築士講習の実施協力については受託を辞退する」、「適合証明技術者登録事務については受託する」旨の回答が送付された。なお、管理建築士講習の岐阜県内の

受講希望者については、愛知会等の隣接県で対応する。

3) 平成24・25年度役員候補者について

平成24・25年度役員候補者について資料12によって専務理事より報告がなされた。この中で、現常務理事については退任の意向があるが、後任については候補者と想定される者が辞退の意向が強いため、当面、欠員とすること及び現常務理事は退任後2年間非常勤職員として週3日程度勤務することとし、その具体的条件は過去の例を踏まえて対応したい旨の説明がなされた。

・上原理事から、監事の推薦方法については見直しを行ったか、確認したい旨の意見があった。

ーこれに対し、現在行っている役員候補者の推薦手順と選任方法は平成23年12月の全国会長会議の申し合わせ事項によって進めているため、監事の新たな推薦方法の検討は、総務・財務委員会が次期の役員候補者の推薦手順と選任方法を検討する際の検討事項となるとの説明があった。

4) 元適合証明技術者からの訴訟について

常務理事より、次の概要報告がなされた。

平成22年2月16日付で登録取消を行った兵庫県に所在する事務所の元適合証明技術者から平成23年11月24日に適合証明技術者の登録機関（日事連及び士会連合会）に対して登録の取消処分が無効の確認の訴えがなされた。平成24年3月29日に第1回口頭弁論が開かれたが、その後、元適合証明技術者から5月17日付で訴訟の取り下げ書が裁判所に提出された。これに対して日事連及び士会連合会は5月22日に同意書を裁判所に提出した。これにより、訴訟の手続きが終了した。

5) 会員・構成員異動報告

平成24年3月末日及び4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料13の通り。

平成24年3月31日現在 正会員46団体

構成員15, 078事務所、賛助会員4社

平成24年4月30日現在 正会員46団体

構成員15, 041事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1：平成24年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項（案）

資料2：日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会実施要項（案）

資料3-1：（仮称）建築士事務所法に関する検討結果のとりまとめ

資料3-2：建築士事務所の業務の適正化と業の確立に向けて（仮称）建築士事務所法の提案

資料4：一般社団法人木を活かす建築推進協議会の概要

資料5：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会設置趣意書（案）

資料6：平成24年度要望書（案）

資料7：平成24年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料8-1：第59回通常総会議案書（平成23年度決算総会）

資料8-2：第59回通常総会議案説明書

資料9：第59回通常総会及び第116回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10：開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」の概要及び運営等について

資料11：管理建築士講習の実施協力及び適合証明技術者登録事務に係る委託業務の委託費の変更並びに平成24年度の受託の意向について（回答）

資料12：平成24・25年度同一業界内役員候補者

資料13：会員・構成員異動報告書

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成24年

7月17日 記念誌座談会

19日 日事政研役員会

通常理事会

23日 業務報酬算定ソフト作成WG

7月26日 事業企画運営WG

8月 7日 日事連建築賞選考委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。